

静岡労働局 発表  
令和6年1月29日

## 【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 松本 政浩  
主任監察監督官 内藤 匡樹  
電話 054(254)6352

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

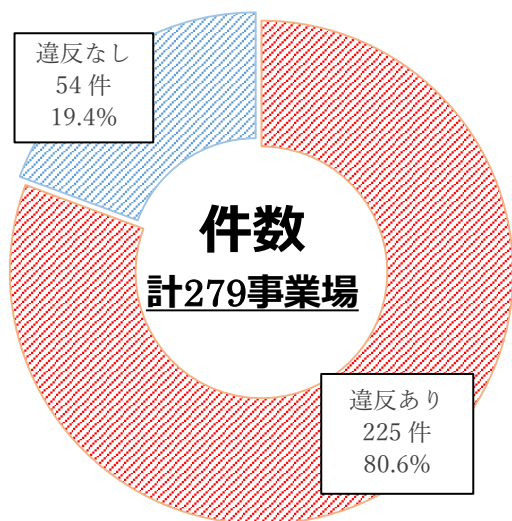
### ～監督指導を行った実習実施者の約81%で労働基準関係法令違反～

静岡労働局（局長 <sup>ささまさみつ</sup> 笹正光）では、このたび、県下7労働基準監督署が令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

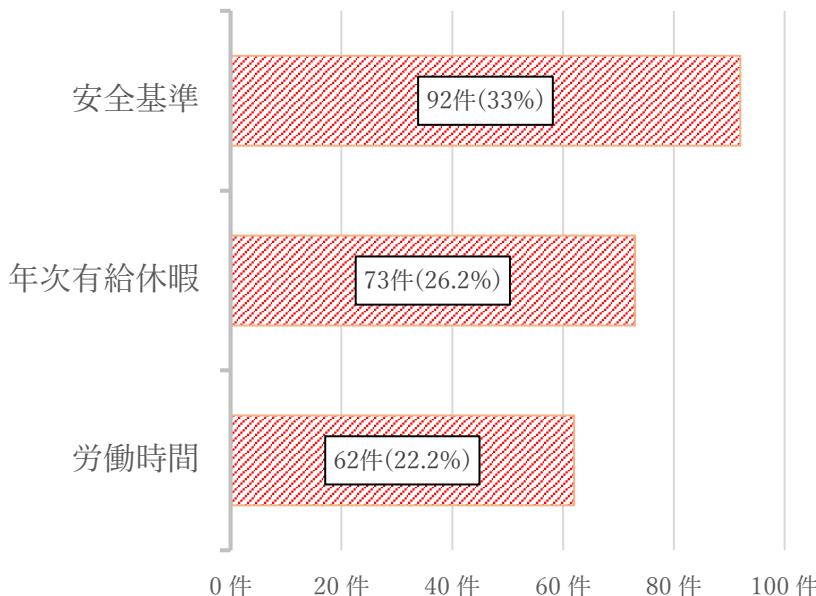
## 【ポイント】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、279事業場のうち225事業場（80.6%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（33.0%）、②年次有給休暇（26.2%）、③労働時間（22.2%）の順に多かった。

## ① 違反状況



## ② 主な違反事項

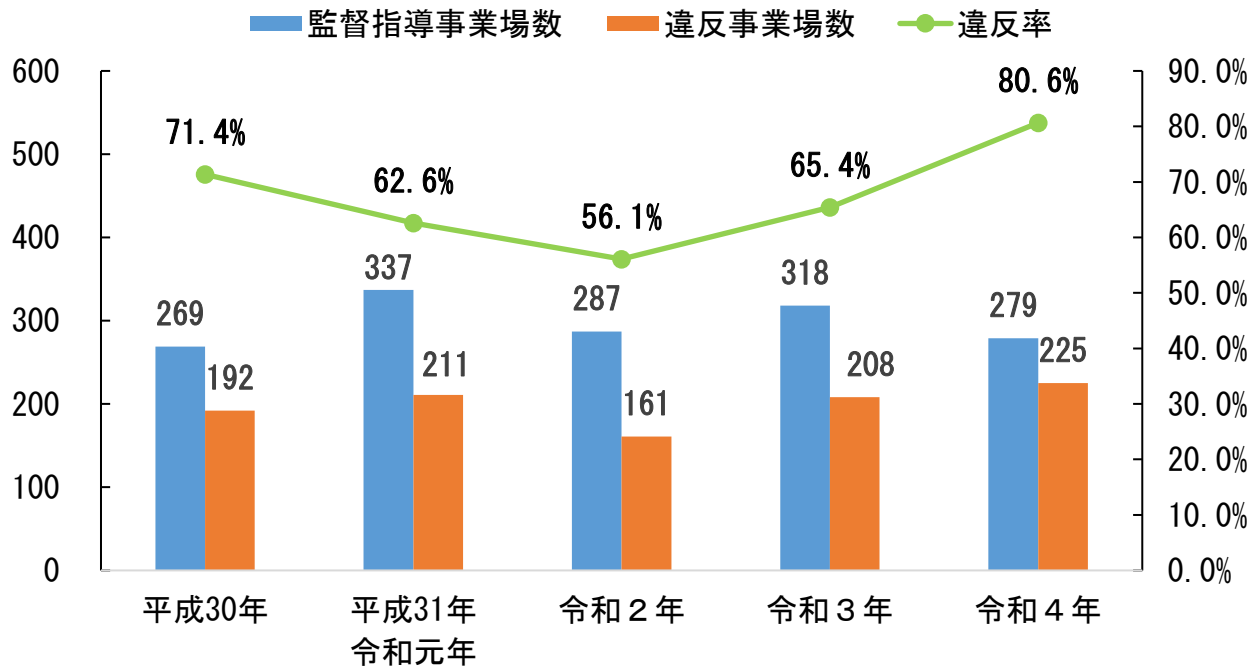


# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和4年)

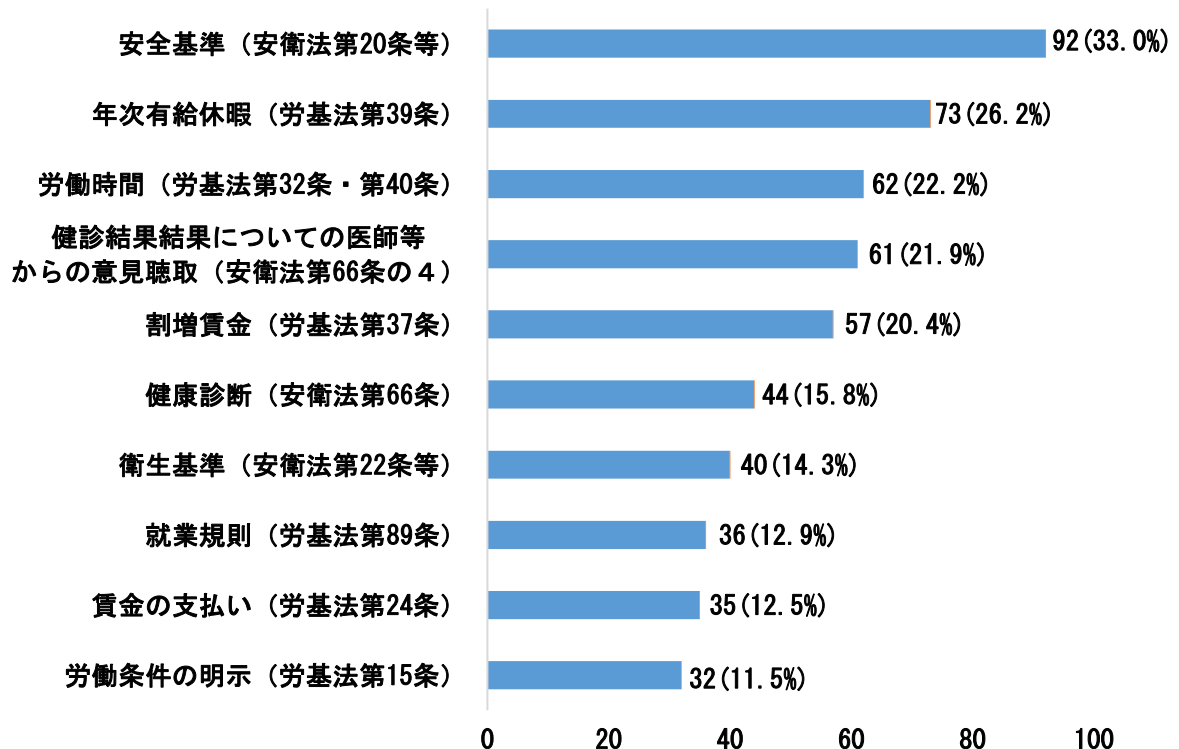
## 1 監督指導の状況

(1) 静岡県下の労働基準監督機関において、実習実施者に対して 279 件の監督指導を実施し、その 80.6%に当たる 225 件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (33.0%)、②年次有給休暇 (26.2%)、③労働時間 (22.2%) の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	衛生基準	医師等からの意見聴取
機械・金属	103	77 (74.8%)	安全基準 40 (38.8%)	衛生基準 31 (30.1%)	医師等からの意見聴取 21 (20.4%)
食料品製造	50	41 (82.0%)	安全基準 19 (38.0%)	労働時間 15 (30.0%)	医師等からの意見聴取 13 (26.0%)
繊維・衣服	7	5 (71.4%)	安全基準 5 (71.4%)	・労働時間 ・割増賃金 ・年次有給休暇 ・医師等からの意見聴取 2 (28.6%)	
建設	37	33 (89.2%)	年次有給 休暇 16 (43.2%)	賃金の支払 10 (27.0%)	割増賃金 9 (24.3%)
農業	7	7 (100%)	健康診断 4 (57.1%)	労働条件 3 (42.9%)	・年次有給休暇 ・賃金台帳 ・医師等からの意見聴取 2 (28.6%)
<参考> 全業種	279	225 (80.6%)	安全基準 92 (33.0%)	年次有給休暇 73 (26.2%)	労働時間 62 (22.2%)

<注1> 「主な業種」は、全国で技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

## 2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では出入国管理機関又は外国人技能実習機構との間で、相互に通報を行っている。
- (2) 令和4年に当局内で労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報を行った件数は17件であった（※1）。令和4年に労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報を受けた件数は53件であった（※2）。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関又は外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者等に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生又は特定技能労働者に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関又は外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関又は外国人技能実習機構において実習実施者等を調査した結果、特定技能労働者又は技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

### 通報件数

